

意見招請

対象国名：ソロモン諸島

業務名称：ソロモン諸島持続的森林管理普及に向けた能力強化プロジェクト

標記案件につき、企画競争により、業務委託先を選定する予定です。つきましては、業務体制・内容についてのご意見・コメントを募集致します。頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答は致しませんが、企画競争説明書へ適宜反映させていただきます。また、ご意見・コメントにつきまして確認させていただきたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

1. 調達内容

- (1) 件名：ソロモン諸島持続的森林管理展開に向けた能力強化プロジェクト
- (2) 契約期間：2027 年 1 月～2029 年 12 月まで（3 年）（予定）
- (3) 調達方法：企画競争

2. 実施体制（案）

本業務は、長期専門家（総括）1 名と業務実施契約に基づくコンサルタントチーム 3 名の（合計 4 名）により遂行されることを予定しています。

(1) 長期専門家

- 総括／森林管理 1
 - 担当：成果 1 及び成果 2 に係る活動（成果 1 及び成果 2 の各活動の 6 割程度）
 - 想定人月：36.0 人月

(2) コンサルタントチーム【総人月(案)：31】

- 森林情報管理／森林管理 2
- 森林モニタリング／マッピング
- 外部資金獲得支援

3. 特にご意見・コメントいただきたい点

(1)業務実施体制等について

本案件は、別紙 1 で記載の通り、「コミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）の全国普及に向けた森林研究省の組織能力が強化される」ことをプロジェクト目標とし、その達成に向けて以下の成果を目指します。

- **成果 1**： 過去案件等の分析を通じて、CB-SFRM 手法案が作成される。

- **成果 2:** パイロットサイトでの実践を踏まえて、CB-SFRM 手法が最終化される。
- **成果 3:** 成果 1 及び成果 2 の活動における活用を通じて、森林情報管理システムが強化される。
- **成果 4:** GCF (Green Climate Fund : 緑の気候基金) を念頭に、外部資金獲得に向けた関連書類が作成される。

本案件の先行案件となる「ソロモン国における持続的森林資源管理能力強化プロジェクト」(2017~2022 年)では、CB-SFRM のパイロット活動として、複数のコミュニティにおいて土地利用計画・森林管理計画の策定、小規模製材や養鶏、アグロフォレストリー等による生計向上活動を実施しました。本案件では、先行案件の成果を整理することに加え、新たな生計向上活動の追加等を含めて CB-SFRM の手法を体系化し、全国展開できるようマニュアル化します。加えて、CB-SFRM の全国展開に向け、GCF を念頭に置いた外部資金獲得のためのコンセプトノート等の作成支援も想定しています。

また、先行案件で森林情報管理システム (SolGeo-FIMS) を開発しており、本案件では、成果 2 において現場で収集される森林資源やコミュニティ間の土地境界等の情報をシステムに反映するとともに、システム上の情報を現場の活動計画やモニタリングに活用し、双方向の情報連携を強化します。あわせて、森林研究省及び各州政府を含む関係機関による継続的な利用を促進するため、データの収集・更新、共有及び活用に係る運用体制構築や役割分担整理も支援します。

これらの事業内容を踏まえ、現在、実施スケジュール、想定人月、必要となる専門分野及び業務実施体制について検討しています。つきましては、効率的かつ効果的な業務実施の観点から、以下の事項について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

- 必要となる専門分野及び専門家（格付含む）の構成
- 外部資金獲得支援（成果 4）を担当する専門家に求められる専門性、業務経験
- 実施スケジュール案
- 業務内容に対する想定人月案

3. 意見の提出方法

(1) 提出先

JICA 地球環境部森林自然環境保全グループ第 1 チーム（担当：島野泰河）

電子メールアドレス：gegdn@jica.go.jp, Shimano.Taiga@jica.go.jp

(2) 提出方法

様式は問いません。下記(3)の提出期限内に、上記(1)の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）での提出をお願いします。

電子メールタイトル「意見提出：ソロモン持続的森林資源管理普及に向けた能力強化プロジェクト」

(3) 提出期限

2026 年 8 月 26 日（水）12 時（必着のこと）

1. 案件名（国名）

国名： ソロモン諸島（以下、「ソロモン」という。）

案件名：

（和名） 持続的森林管理普及に向けた能力強化プロジェクト

（英名） The Project for Enhancing the National Capacity to Extend the Sustainable Forest Management

2. 事業の背景と必要性

（１）ソロモンにおける自然環境保全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ソロモンは森林資源に富み、同国の丸太輸出は輸出収入の約 65%、GDP の約 20%を占める重要な財源となっている。商業伐採による丸太生産量は 2016 年の 290 万 m³ をピークにいったん減少したものの、近年では 2022 年に約 160 万 m³、2023 年に 180 万 m³ と増加傾向にある（ADB、2024）。同国の森林面積は、2000 年の約 251 万 ha から 2025 年の 249 万 ha（国土の 89.8%）へ減少している（FAO、2025 年）。統計上は森林として扱われ、依然として森林が国土の大部分を占めるものの、大径木の減少や樹高、樹冠被覆率の低下、炭素貯蓄量の減少といった森林の劣化が大きな懸念となっている。

また、ソロモンの森林の大部分はコミュニティが管理する慣習林であり、商業伐採企業はコミュニティとの契約の上、伐採を行う。森林以外の収入源が少ないコミュニティにとっては、商業伐採企業との契約が収入を得られる手段となるが、企業の多くは外資系であり、コミュニティに還元される丸太生産からの収入は限定的である。

こうした背景を踏まえ、ソロモン政府は「国家開発戦略 2016-2035」を実施するための「中期開発計画 2026-2030」を策定し、その中で「木材の加工推進プログラム」によるコミュニティへ利益還元と「持続可能な伐採開発プログラム」による森林資源の持続利用推進を掲げている。加えて、気候変動対策のための「Nationally Determined Contribution (NDC) (国が決定する貢献) 3.0 2025-2035」の実現に向けた「NDC 投資計画」において、国際的な気候変動資金等を得て「生計向上のためのコミュニティ林業の推進」プロジェクトを実施する計画としている。

このような森林の状況と政府の方針を踏まえ、JICA では森林劣化の抑制とコミュニティの生計向上を目的とし、コミュニティベースの持続的な森林資源管理(CB-SFRM: Community Based Sustainable Forest Resource Management)の

導入に取り組んできた。「ソロモン国における持続的森林資源管理（SFRM: Sustainable Forest Resource Management)能力強化プロジェクト」（2017～2022 年）では、CB-SFRM のパイロット活動として、複数のコミュニティにおいて土地利用計画・森林管理計画の策定、小規模製材や養鶏、アグロフォレストリー等による生計向上活動を実施した。また、土地利用計画・森林管理計画での活用や CB-SFRM の実施状況等の把握も目的とし、森林情報管理システム（SolGeo-FIMS）の構築支援等も行った。その後、個別専門家を派遣し（2024～2026 年）、パイロットコミュニティにおける CB-SFRM の実施促進支援等を行った。

こうした支援を通して、個別のパイロットコミュニティレベルでの CB-SFRM の知見は得られてきている。一方、ソロモン政府は国家政策として CB-SFRM の全国的な普及を想定しており、そのためには今までの活動を包括的にレビューした上で、可能性のある新たな生計向上活動の追加等を含めて CB-SFRM を改善し、その実証結果を踏まえてソロモンで全国展開できる系統的な CB-SFRM の手法を取りまとめる必要がある。CB-SFRM の手法の検討においては SolGeo-FIMS のデータを活用することができ、また CB-SFRM の実施を通して得られたデータを SolGeo-FIMS へ蓄積することも可能である。CB-SFRM の手法検討と実践を通して SolGeo-FIMS の運用強化も図る必要がある。加えて、CB-SFRM による持続的な森林管理の全国普及のための予算として外部資金を獲得できる可能性があり、そのための準備も進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、ソロモン政府は、全国展開に向けた CB-SFRM 手法の検討と外部資金獲得のための準備、SolGeo-FIMS の運用強化を含めた森林研究省(MOFR: Ministry of Forestry and Research)の能力強化について、我が国に技術協力を要請した。

（２）ソロモンに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

外務省の「対ソロモン諸島国別開発協力方針」（2019 年 4 月）では、重点分野「脆弱性の克服」の中で「同国の主要産業である農林水産業分野を中心に地方産業振興に資する支援を行う」ことが掲げられている。加えて、重点分野「環境・気候変動・防災」においても「気候変動の影響や自然災害に対する脆弱性克服」に向けた支援の重要性が掲げられている。さらに、2024 年の第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）では、気候変動が太平洋島嶼国の「存続に関わる最大の脅威」と再確認され、日本は防災能力強化・脱炭素化・島嶼国の主体的取組支援を柱とする「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明しており、森林保全は、災害リスク軽減、炭素吸収源維持、生態系保全の観点から同分野に直結している。「大洋州地域 JICA 国別分析ペーパー」（2023 年 3 月）では、ソロモンにおける

木材輸出への経済依存の高さ、森林減少・劣化による経済への影響を指摘しており、本事業はソロモンの森林資源の利用を持続可能にすることに加えて経済の安定にも資するため、「経済・社会の両面において安定化に資する支援を実施する」というソロモンにおける協力方針と合致する。本事業は、JICA「グローバル・アジェンダ：17 自然環境保全」、ならびに JICA クラスター事業戦略「自然環境保全」の柱 1「自然環境を守る～自然環境の保全・回復」の達成に資する。本事業は、SDGs の目標 15（生態系の保護、森林管理、土地劣化の停止と回復）及び目標 13（気候変動とその影響への対応）、さらには目標 8（持続可能な経済成長、包摂的で働きがいのある仕事）及び目標 1（貧困削減）に貢献するものであり、また、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のうち、「インド太平洋流の課題対応（気候変動・環境問題への対応）」にも資する。

（３）他の援助機関の対応

ソロモン諸島の森林セクターでは、UNDP（国連開発計画）の「SAFE プロジェクト（2022～2028 年）」及び IUCN（国際自然保護連合）の「EREPA プロジェクト（2021～2027 年）」による生物多様性・保護地域の保全、英国 FCDO（外務・英連邦・開発省）の支援を受けた「EFI（欧州森林機構）迅速対応プログラム第 2 フェーズ（2025～2030 年）」による森林政策・制度、モニタリング及びガバナンスの強化が進められている。

また、コミュニティレベルでは、ニュージーランドが支援する「CRI（気候変動に強靱な島嶼プロジェクト）（2020～2026 年）」及び社会目的企業 Nakau による「Nakau プログラム（2015 年～現在）」、米国 MCC（ミレニアム・チャレンジ公社）の「FoVEP（森林価値向上プロジェクト）（2022～2026 年）」により、気候変動への適応、保護地域の設定、森林保全によって得られた森林カーボンによる生計向上等の取組が行われている。

3. 事業概要（案）

（１）事業目的

本事業は、ソロモンにおいて、コミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）手法のパイロットサイトでの実践とそのマニュアル化、及び全国への拡大のための外部資金獲得準備支援を通じて、CB-SFRM の全国普及に向けた森林研究省の組織能力強化を図り、もって CB-SFRM 実践の全国展開に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

首都ホニアラ及びソロモン全域

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： MOFR 本省及び州森林事務所の職員

最終受益者： ソロモン国民

(4) 事業実施期間

2027 年 1 月～2029 年 12 月を予定（計 36 カ月）

(5) 事業実施体制

実施機関：森林研究省（MOFR）

(6) 投入（インプット）

1) 日本側

①専門家派遣

②研修員受入

③機材供与

2) ソロモン側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

我が国はコミュニティによる持続可能な森林資源管理の実施に向けて「SFRM 能力強化プロジェクト」（2017～2022 年）の実施や「個別専門家」（2024～2026 年）の派遣を行ってきた。本事業はこれら先行協力の成果を活用するが、特に成果 3 においては今まで整備支援してきた SolGeo-FIMS のデータの CB-SFRM 手法の検討での活用や、パイロット活動から得られたデータを SolGeo-FIMS に入力し、パイロット活動実施状況のモニタリングで活用しつつ、SolGeo-FIMS の運用強化を図る。

2) 他の開発協力機関等の活動

2. (3) の記載の中でも、特に EFI は、国家森林委員会の開催、MOFR 庁舎の建設、職員的能力強化等、MOFR のニーズに応じた柔軟な支援を提供しており、セミナーの開催やシステムの機能改善等において、本事業との連携を検討していく。今後本事業を通じて CB-SFRM 手法を最終化する際にはコミュニティレベルで活動している Nakau 等の他援助機関プロジェクトと連携し、知見を共有する。

4. 事業の枠組み（案）

(1) 上位目標：

生計向上を伴うコミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）がソロモン全国で実践される。

指標及び目標値：

1 パイロットサイト以外の XX か所でコミュニティベースの持続的な森林資源

管理（CB-SFRM）が実践される。

2 コミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）による森林減少・森林劣化の抑制事例が報告される。

（2）プロジェクト目標：

コミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）の全国普及に向けた森林研究省の組織能力が強化される。

指標及び目標値：

1 コミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）の手法に関するマニュアルが作成される。

2 コミュニティベースの持続的な森林資源管理（CB-SFRM）を指導する XX 名の MOFR 職員（本省・州森林事務所）が育成される。

3 外部資金獲得に向けたファンディング・プロポーザル草案が作成される。

（3）成果：

成果 1：過去案件などの分析を通し、CB-SFRM 手法案が作成される。

成果 2：パイロットサイトでの実践を踏まえて CB-SFRM の手法を最終化する。

成果 3：成果 1 と 2 の活動での活用を通し、森林情報管理システムが強化される。

成果 4：GCF（Green Climate Fund：緑の気候基金）を念頭に、外部資金獲得に向けた関連書類が作成される。

（4）主な活動：

成果 1

1.1 CB-SFRM 手法の策定に必要な情報を収集・分析する。

1.1.1 過去の JICA 案件で実施された CB-SFRM に関連する活動を分析する（環境的影響、経済的影響、コミュニティ内の合意形成プロセス、ジェンダー配慮など）。

1.1.2 JICA 以外の組織による CB-SFRM に関連する活動を分析する（環境的影響、経済的影響、コミュニティ内の合意形成プロセス、ジェンダー配慮など）。

1.2 活動 1.1 で収集した情報を統合して CB-SFRM 手法として取りまとめる（コミュニティ委員会の設立、土地利用計画の策定、森林資源管理計画の策定、生計向上手段など）。

1.3 CB-SFRM 手法実践のためのパイロットサイトを選定する。

1.3.1 パイロットサイト選定のためのクライテリアを作成する。

1.3.2 クライテリアを元に可能性のあるパイロットサイトを特定する。

1.3.3 現地調査を通してパイロットサイトを確定する。

1.4 MOFR 職員／林業普及員の役割分担を明確にし（ジェンダー担当を含む）、

CB-SFRM 手法についての研修を行う。

成果 2

- 2.1 コミュニティに対しプロジェクト活動を説明する。
- 2.2 地方コミュニティの社会構造やジェンダー課題を考慮したうえでコミュニティ委員会を設立する。
- 2.3 コミュニティメンバーとともに土地利用計画、森林資源管理計画を策定・実行する。
- 2.4 コミュニティメンバーとともに生計向上活動を行う。
 - 2.4.1 ソロモン諸島国内の市場を調査し、可能性のある生計向上策をリストアップする。
 - 2.4.2 生計向上策を選定し、（ジェンダー課題を含む）研修を行う。
 - 2.4.3 生計向上策を実践する。
- 2.5 上記の活動を踏まえ CB-SFRM 手法マニュアルを作成する。
- 2.6 CB-SFRM の全国展開のため、CB-SFRM 手法マニュアルを用いた研修を MOFR 職員／林業普及員に対して行う。
- 2.7 その他、必要に応じて CB-SFRM に係る緊急事案に対応する。

成果 3

- 3.1 現行の SolGeo-FIMS のデータ整備と運用（全国とパイロットサイトレベル）について改善点を分析する。
- 3.2 活動 3.1 を踏まえ、SolGeo-FIMS のデータ整備と運用の改善に取り組む。
 - 3.2.1 MOFR 職員を対象にデータ整備と運用についての研修を行う。
 - 3.2.2 SolGeo-FIMS の情報をパイロット活動および CB-SFRM 手法の設計・実践に活用するため、パイロット活動から得られたデータの蓄積収集を促進する。

成果 4

- 4.1 成果 1～3 を踏まえ、外部資金活用事業のコンセプトノートを草案する。
- 4.2 ソロモン諸島関連省庁とコンセプトノートの調整を行い、外部資金機関へ提出する。
- 4.3 外部資金機関へのファンディング・プロポーザルを草案する。

以上